

# 1 駐車場

## ■ 基本的な考え方

自動車は、すべての人が、自由に行動し、移動するための重要な役割を果たしています。  
特に、車いす使用者が利用できる駐車場の確保が必要であり、駐車場の車いす使用者に配慮した整備が必要です。

## ■ 適用施設

- 給油取扱所及び共同住宅等を除く施設

## ■ 整備基準

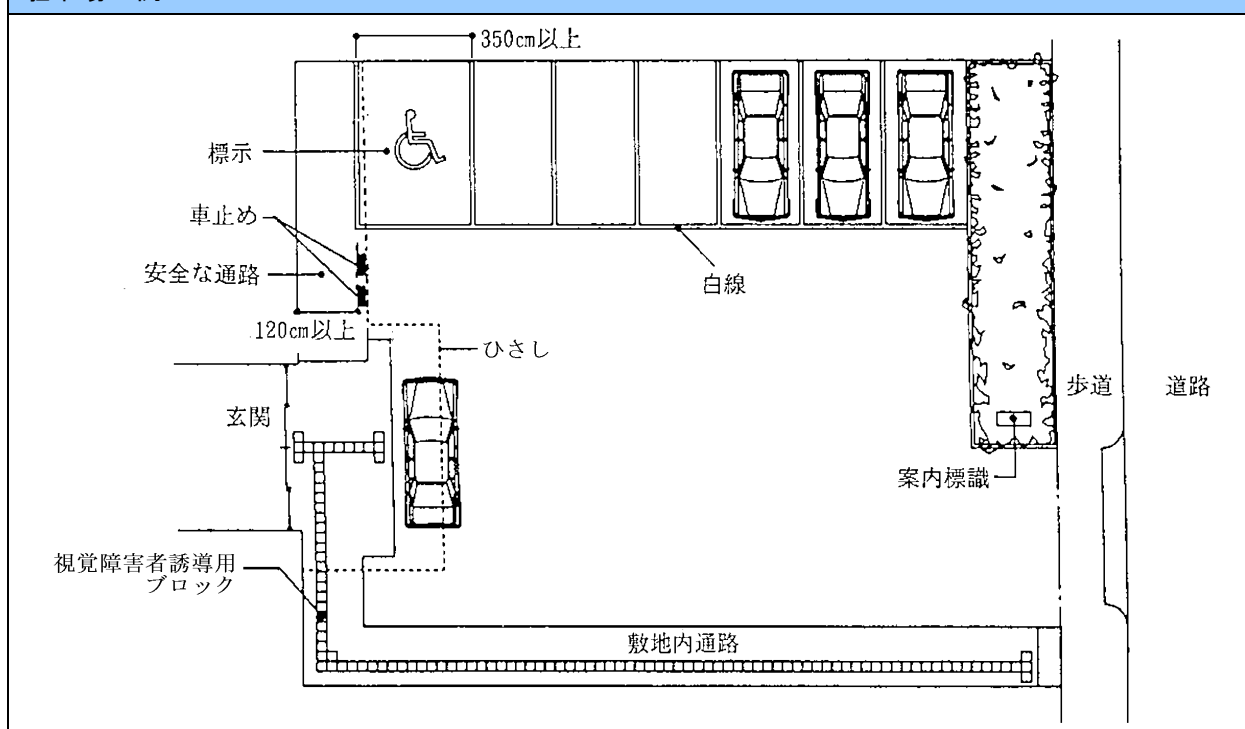
駐車場は、次に掲げる基準に適合させること。

- 1 車いす使用者用 ●次に掲げる駐車場には、車いす使用者用駐車区画を1以上設ける。  
駐車区画の数 (a) 駐車区域の総駐車台数が 20 を超える駐車場(駐車場法施行令第 15 条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。)  
(b) バリアフリー新法第 2 条第 19 号の特別特定建築物で床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上のものに設ける駐車場
- 2 設置場所 ●車いす使用者用駐車区画は、「3 外部出入口」の基準に適合する主たる出入口に近い位置に設ける。
- 3 スペース ●車いす使用者用駐車区画の幅は、乗降用スペースに余裕を持たせ、350cm 以上とする。
- 4 標示 ●車いす使用者用駐車区画である旨を見え易い方法により表示する。
- 5 安全通路 ●適用施設の外部出入口から車いす使用者用駐車場区画に至る駐車場内の通路のうち1以上は、有効幅員 120 cm以上とする。  
●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。  
●段を設ける場合は、「6 階段」の基準を満たす構造とする。  
●高低差がある場合は、「2-2 傾斜路」の基準を満たす傾斜路又は特殊構造昇降機を設ける。

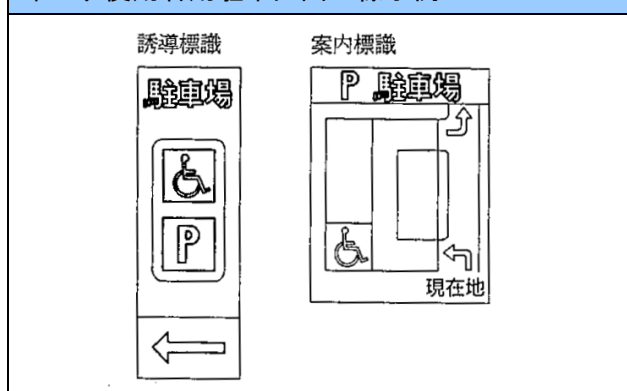
## ■ 誘導基準

- 1 車いす使用者用 ○総駐車台数が 200 以下の場合、当該駐車台数の 2%以上の数とし、総駐車台数  
駐車区画の数 が 200 を超える場合は、当該駐車台数の 1%に 2 を加えた数以上とすることが望まし  
い。
- 2 床面仕上げ ○床面は、車いすでの移乗に配慮し、水平な仕上げとすることが望ましい。
- 3 標示 ○進入口から車いす使用者用駐車区画までは、誘導標識を設置することが望ましい。  
○路外駐車場等にあつては、出入口の付近に、車いす使用者用駐車区画の設置場所、  
駐車台数及び安全通路が整備してある旨を表示することが望ましい。
- 4 屋根等 ○車いす使用者用駐車区画及び車いす使用者用駐車区画から駐車場へ通ずる出入  
口への通路には、屋根又はひさしを設けることが望ましい。
- 5 車いす使用者用 ○車いす使用者以外の障害者や高齢者、妊婦、けが人等に対する通常の広さの駐車  
に準ずる駐車区 区画(車いす使用者用に準ずる駐車区画)を車いす使用者駐車区画に近い位置に  
画の設置 別途確保することが望ましい。

### 駐車場の例



### 車いす使用者用駐車区画の標示例



### 車いす使用者用駐車区画の数

全駐車台数	車いす使用者駐車区画数
1～ 50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～	全駐車台数×1%+2

広島県が推進する「思いやり駐車場」については、次のとおりです。

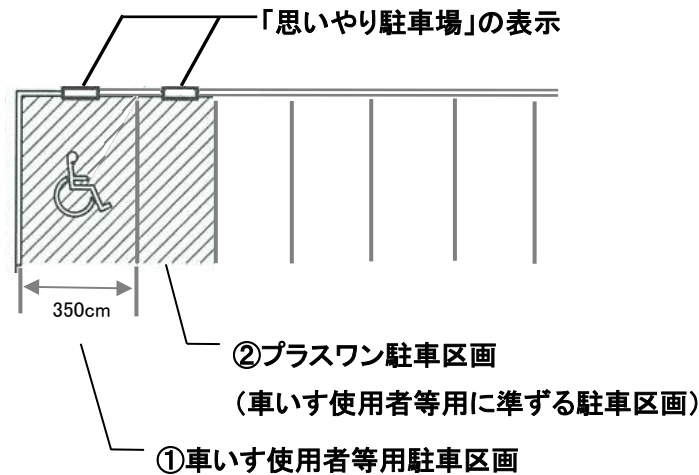
「思いやり駐車場」とは、障害者等用駐車区画として登録された、車いす使用者等用駐車区画<sup>※</sup>とプラスワン駐車区画(車いす使用者等用に準ずる駐車区画)の総称です。

県では、思いやり駐車場の登録制度の導入及び利用対象者への「利用証」交付により、思いやり駐車場の適正利用を推進しています。

制度の詳細は、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/1305535684157.html> を御覧ください。

※広島県思いやり駐車場利用証交付制度における車いす使用者等用駐車区画には、広島県福祉のまちづくり条例施行規則第8条に規定される「車いす使用者用駐車区画」も含まれます。

### 思いやり駐車場の整備イメージ



思いやり駐車場: ①、②の駐車区画の総称

### 思いやり駐車場の登録のお願い

広島県では、「思いやり駐車場」として登録いただける施設(駐車区画)を募集しています。

設置(管理)者の皆さまには、車いす使用者等用駐車区画及びプラスワン駐車区画を「思いやり駐車場」として登録することにより、この制度の普及に御協力いただきますようお願いいたします。

制度の詳細は、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/1307065520572.html> を御覧ください。

#### 「思いやり駐車場」の登録についてのお問い合わせ先

広島県健康福祉局地域共生社会推進課 地域共生社会推進グループ

電話:082-513-3144(ダイヤルイン)

FAX:082-511-6715

メール: fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp

## 2-1 敷地内通路

### ■ 基本的な考え方

道路から建物の入口までの敷地内通路は、障害者等の方々が安全に利用できるよう配慮することや一般の利用者と同じ経路に整備するよう配慮することが必要です。

### ■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

### ■ 整備基準

次に掲げる通路は、それぞれ1以上を1から5までに掲げる基準に適合させること。

- 「3 外部出入口」の基準に適合する出入口から、道等<sup>注)</sup>までの通路
- 「3 外部出入口」の基準に適合する出入口から、車いす使用者用駐車区画までの通路

- 1 有効幅員 ●車いすでも通り易いよう 120 cm以上とする。
- 2 車いす回転場所 ●50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設ける。
- 3 通路面の仕上げ ●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 4 段差 ●段を設ける場合は、「6 階段」の基準を満たす構造とする。  
●高低差がある場合は、「2-2 傾斜路」の基準を満たす傾斜路又は特殊構造昇降機を設ける。
- 5 溝蓋 ●排水溝は、車いすのキャスターや杖の先端が落ちない構造とする。

次に掲げる通路で、不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用する通路は、1以上を6に掲げる基準に適合させること。

- 「3 外部出入口」の基準に適合する出入口から、道等<sup>注)</sup>までの通路

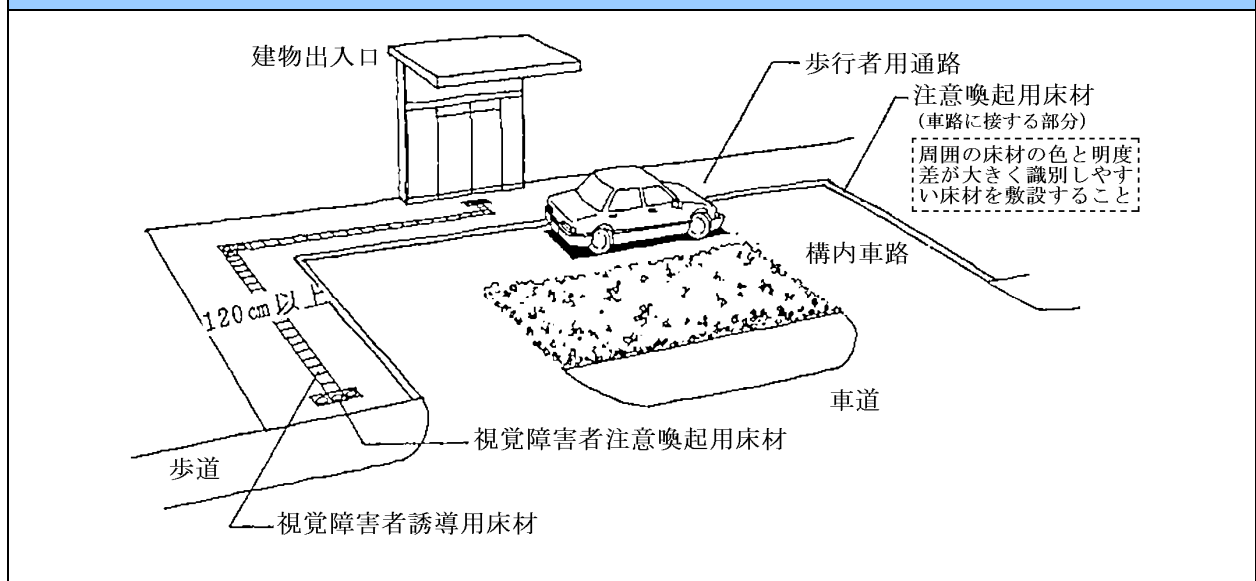
- 6 案内, 誘導 ●識別しやすい視覚障害者誘導用床材を敷設するか、又は音声により誘導する装置その他これに代わる装置を設ける。  
ただし、バリアフリー新法施行令第21条第1項ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして、国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。  
(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号)  
●車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。  
ただし、バリアフリー新法施行令第21条第2項第二号口の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして、国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。  
(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号)

注) 道等…当該施設の敷地の接する道、公園、広場その他の空地をいう。

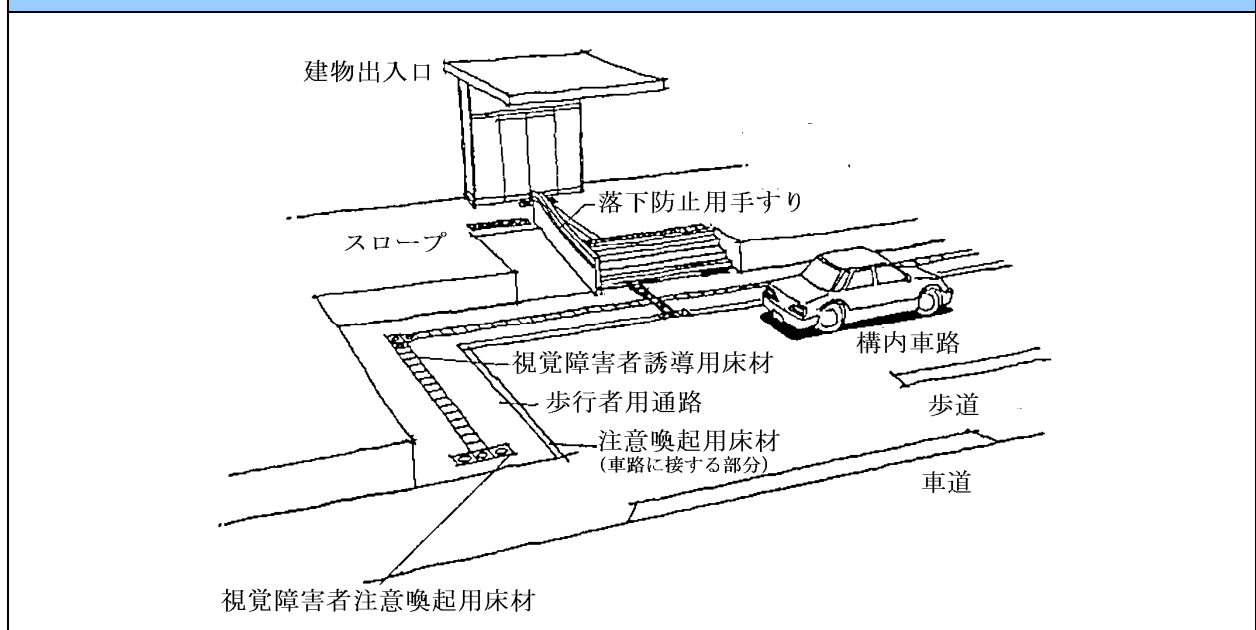
## ■ 誘導基準

- 1 有効幅員 ○車いす同士でもすれ違い易いよう 180cm 以上とすることが望ましい。
- 2 歩車分離 ○歩道と車道はできる限り分離し、歩行者の安全を確保することが望ましい。
- 3 車いす転回 ○スロープを設ける場合には、玄関、出入口の前に車いす転回スペースを設けることが望ましい。
- 4 手すり ○握りやすい形状の手すりを設置することが望ましい。

### 段差のない場合の整備例

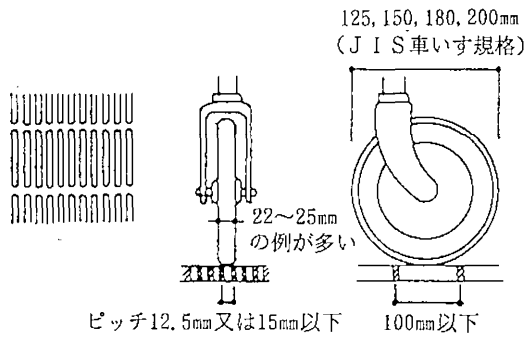


### 段差のある場合の整備例

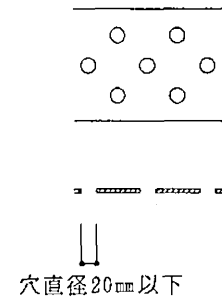


## 溝蓋の仕様例

□ 細目タイプ・溝蓋（耐荷量20 t可）



□ 穴あきタイプ



## 2-2 傾斜路(屋外, 屋内に共通)

### ■ 基本的な考え方

通路や廊下には段差を設けないことが基本ですが、やむを得ない場合は特殊構造昇降機(段差解消機等)を設けるか、又は傾斜路とし、障害者の方々の負担の軽減や安全な通行に配慮することが必要です。

### ■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

### ■ 整備基準

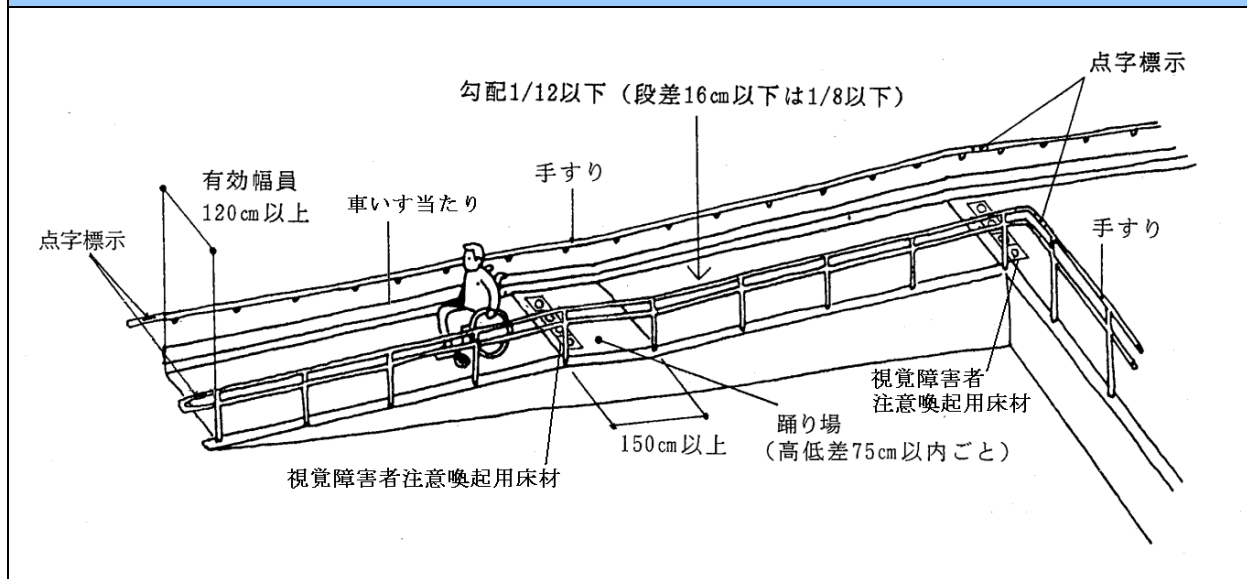
傾斜路の部分は、次に掲げる基準に適合させること。

- 1 有効幅員 ●有効幅員は120cm以上とするが、並行して階段を設ける場合は、90cm以上とする。
- 2 勾配 ●勾配は1/12以下とするが、高低差が16cm以下の場合は1/8以下とすることができる。
- 3 踊り場 ●高低差が75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置する。
- 4 床面仕上げ ●床面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 5 立ち上りと手すり ●両端に立ち上り及び手すりを設ける。ただし、高低差が16cm以下のもの又は勾配1/20を超えないものにあつては、この限りでない。
- 6 案内, 誘導 ●床面は、踊り場及び周囲の道路と識別が容易な色又は材質とする。  
●傾斜路の上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。

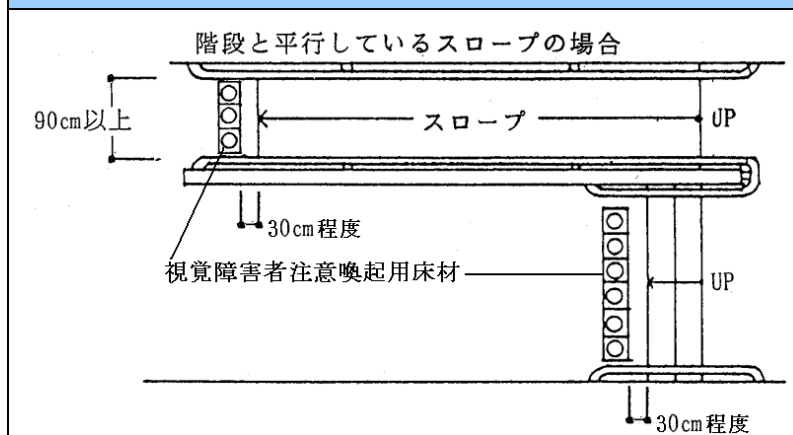
### ■ 誘導基準

- 1 有効幅員 ○有効幅員は150cm以上とすることが望ましい。ただし、平行して階段を設ける場合は、120cm以上とすることができる。
- 2 勾配 ○屋外に設置する場合の勾配は1/15を超えないようにすることが望ましい。
- 3 踊り場 ○傾斜路が同一平面内で交差し、又は接続する場所には150cm以上の踊り場を設置することが望ましい。
- 4 手すり ○端部に、現在地が分かるように点字による表示を行うことが望ましい。
- 5 車いす当たり ○側面が壁の場合は、車いす当たりを設けることが望ましい。
- 6 屋根等 ○屋外では、屋根又はひさしを設置することが望ましい。

## スロープの整備例



## 平行して階段を設ける場合の有効幅員、踊り場の例



## 立ち上りの例

